

【戦略的 MICE 誘致促進事業】
平成 31 年度 沖縄 MICE ブランド広報事業
企画提案コンペティション応募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という。)が実施する「沖縄 MICE ブランド広報事業」、企画コンペティションを行うために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、国内外の MICE 主催者に向けて「沖縄 MICE ブランド」を効果的に発信することで、ブランドイメージの浸透を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 本事業における用語の定義は以下のとおり。

- (1) 「MICE」とは、企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行: Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際・国内会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)のことを指す。
- (2) 「沖縄 MICE ブランド」とは、仕様書別添1の沖縄 MICE ブランドマニュアルに定めるブランドストーリーとブランドロゴのことを指す。ブランドロゴはサービス名称「OKINAWA Japan」とタグライン「Where inspiration meet」及びシンボルデザインで構成される。(下図参照)

■沖縄 MICE ブランドロゴ オリジナル (推奨)



(委託業務の概要)

第4条 本事業の概要および委託業務の内容は以下のとおり。

- (1) 事業名:平成 31 年度「沖縄 MICE ブランド広報事業」
- (2) 契約期間:契約締結の日～令和 2 年 3 月 31 日(火)
- (3) 業務内容:別添『仕様書』を参照すること。
- (4) 委託予算規模:11,500,000 円以内(消費税および地方消費税 8%を含む)

※ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。また、契約期間中の消費税率が改正された場合には、協議のうえ改正後の税率にて定めるものとする。

(主催および連絡先)

第5条 本事業の主催および連絡先は以下のとおり。

- (1) 主催: 沖縄県、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
- (2) 連絡先: 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 受入事業部 MICE 推進課
「沖縄 MICE ブランド広報事業」企画提案コンペ審査会事務局
真栄城、幸地、野村 宛
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2階
TEL:098-859-6130 FAX:098-859-6222 E-mail:mice@ocvb.or.jp

(応募資格)

第6条 企画コンペの参加資格は、次の要件を全て満たす企業又は団体とする。また、応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 団体役員に次のいずれかに該当するものが含まれないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)
- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない団体であること。
- (4) 沖縄県内に本社、支店、営業所を有する企業又は団体であること。
- (5) 観光および MICE に関する知見を有し、かつ本事業内容を的確に実施する能力を有すること。
- (6) 本事業を運営するにあたっては、正副2名以上の専任の担当者を割当て、必要に応じて OCVB と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (7) 共同企業体で応募する場合は、以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体を代表する事業者が前述する応募資格(4)に定める法人であること。
 - ③ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)～(3)の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが応募資格(5)の要件を満たす者であること。
- (8) 本事業を受託するにあたり、応募者以外の企業、団体または個人への再委託は行わないこと。

(手続きおよびスケジュール)

第7条 応募に係る手続きおよび日程は以下のとおりとする。

- (1) 応募に係る質問受付および回答
質問受付期限: 令和元年 8 月 27 日(火) 12:00(正午)まで
質問は所定の様式(様式 2)に記載の上、E-mail での受付とし、電話等その他の方法では受け付けない。E-mail: mice@ocvb.or.jp

質問への回答: 随時 WEB サイトにて公開

(ただし、提案内容に関係すると思われる質問には回答しない)

(2) 企画参加申込み

企画参加申込書提出期限: 令和元年 8 月 29 日(木) 12:00(正午)まで

提出方法: 所定の様式(様式 1)に必要な事項を記入・押印の上、原本を郵送または持参
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2階
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー受入事業部 MICE 推進課
「沖縄 MICE ブランド広報事業」企画提案コンペ審査会事務局
真栄城、幸地、野村 宛

(3) 企画提案書提出

企画提案書提出期限: 令和元年 9 月 13 日(金) 12:00(正午)まで

提出方法: 所定の様式(様式 3・様式 4)に必要な事項を記入・押印の上、原本を郵送または持参
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2階
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー受入事業部 MICE 推進課
「沖縄 MICE ブランド広報事業」企画提案コンペ審査会事務局
真栄城、幸地、野村 宛

(4) 疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日 OCVB より疑義照会を行う事がある。

(5) 応募書類の審査および結果の通知

「第9条(2) 審査スケジュール」にて定めるとおり。

(6) 契約の締結

契約予定事業者選定後は、OCVB が作成した別添『仕様書』および当該事業者が提出した企画提案書と予算見積書の内容に基づき、双方協議の上で委託仕様書と委託額を決定し、契約を締結する。ただし、OCVB との契約予定事業者が委託契約に必要な協議で合意に至らなかった場合は、次順位以降の事業者を繰上げて協議の上、契約を行うものとする。

(再委託)

第8条 本事業を実施するにあたっては、OCVB の承認なくして、委託業務全部または一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。この場合の再委託者の資格についても、第6条「応募資格」の規定を準用するものとする。

(審査)

第9条 審査方法および基準は以下のとおり。

(1) 審査方法

- ① 一次審査は、応募者数が多い場合、企画コンペ選定委員会による書類選考にて一次選考を実施する。上位 3 社を上限に選出する。なお、受託者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには一切応じない。
- ② 一次審査で選出された企業又は団体を対象に、プレゼンテーションに基づく二次審査を行い、委託候補社を選定する。なお、プレゼンテーションに関しては、1社当たり 30 分とする(プレゼン 15 分 質

疑応答15分)

- ③ 提出された企画提案書、予算見積書等の応募書類に対し、別添『仕様書』に示す要件および独自提案の優位性について、以下の観点から総合的に判断する。
- ・ 沖縄 MICE ブランドのコンセプトに則り、沖縄 MICE ブランドを効果的に発信し、MICE 開催地としての沖縄の認知度を高める提案となっているか
 - ・ 広告・広報展開において、対象市場とターゲットに即したメディアの選定及び広告内容となっているか。
 - ・ 各種メディアの特性に応じた目標設定と効果測定の手法が提案されているか。
 - ・ 実施内容およびスケジュールを踏まえた実現性のある実施体制となっているか。
 - ・ 見積額が予算の範囲内であり、かつ適正であるか。
 - ・ 過去の類似案件の実績があるか。

(2) 審査スケジュール

- ① 一次審査会(書類審査及び審査結果通知): 令和元年9月25日(水)
- ② 二次審査会(プレゼンテーション) : 令和元年9月27日(金) ※一次審査会通過者のみ。
二次審査会場: 沖縄産業支援センター 203-2 会議室
結果通知: 審査会終了後、1週間程度。

(応募書類等)

第10条 応募に際し提出する書類は以下のとおりとする。(1)～(4)については、会社名、個人名が記載されているものをクリップ止めた押印済み原本を10部提出すること。

(1) 会社概要(様式3)

コンソーシアム等、複数の企業により構成される場合、コンソーシアム協定書(任意様式)及び構成企業全ての会社概要を提出すること。

※会社概要資料(パンフレット)等の添付は1部のみでよい。

(2) 委託業務実施体制表

委託業務の実施に携わる担当者企業名、氏名および担当業務の一覧を記入すること。また、構成企業各社の役割を明確に記載すること。

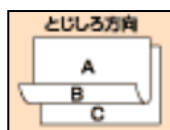
(3) 類似案件の実績表

構成企業別に過去5年以内に行われた全ての類似案件実績を示すこと。類似案件実績が無い場合は、その旨を記載すること。

(4) 企画提案書

別添『企画コンペ仕様書』に基づき「企画提案書」及び、企画提案書の内容を A4 版1枚にまとめた「提案概要書」を提出すること。別添『企画コンペ仕様書』は、本業務の実施内容の目安を示すものであるから、参加申込者は要求された仕様の実現方法及び独自の提案内容をわかりやすく提示すること。それぞれサイズは A4 横置き・長辺綴じ・両面印刷の場合は縦開きとし、明瞭簡潔に示すこと(※下図参照)。尚、企画提案書は表紙・目次・見積を除く両面印刷 15 枚以内にまとめること。

※ 綴じ方例



※提出する全ての書類は2穴パンチをあげ、カバーはつけないこと。

(6) 予算見積書

委託業務に係る広報宣伝費、人件費等について、所要経費を見積もること。金額の単位は円とする。合計金額には消費税(8%)を含むものとする。また、委託業務の総経費に係る消費税については 1 円未満の端数がある場合切り捨てて計算することとする。※企画費・人件費など、自社内の経費として、外注先との領収書等が発生しないものについては、精算の際、原則として見積時の積算を超えることは出来ないものとする。

(7) 工程表

サイズは、A3版1枚(横)にまとめること。

(8) 評点概要書(様式 4)

企画提案に基づき、それぞれの項目に記入例を参考に簡潔に記載すること。

※Excel データにて提出すること。提出先メールアドレス: mice@ocvb.or.jp

(9) 辞退申請書(様式 5)

企画参加申込書(様式 1)を提出後、諸般の事情により企画書の提出を辞退する場合は、企画書提出期限日までに辞退申請書を提出すること。

(その他留意事項)

第 11 条 その他留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には応募を無効とし、今後 OCVB への企画提案を受け付けられないものとする。
- (3) 企画参加申込書を提出後、参加を辞退する場合は企画参加辞退申請書(様式4)を提出すること。
- (4) 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (5) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更および追加は認めない。
- (6) 提出された応募書類は返却しない。
- (7) 受託事業者は、事業完了時に OCVB が指定する証票書類(支払を証明できる書類の写し等)を提出しなければならない。

(免責事項)

第 12 条 本事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、OCVB は一切関与しない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議して決定する。

(附則)

この要綱は、令和 元年 8 月 5 日から施行する。